

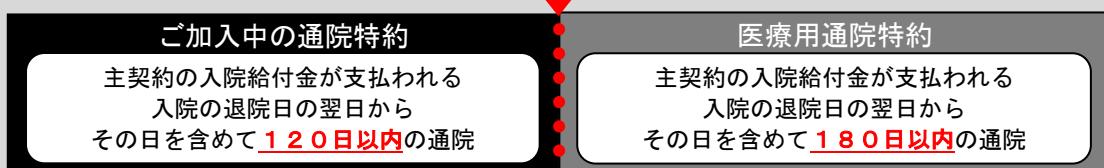
## 変換等に関する確認書 別紙

過去に当社（旧アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社、旧安田火災ひまわり生命保険株式会社、旧損保ジャパンひまわり生命保険株式会社を指します。）において販売された医療保険および新終身医療保険の通院特約・医療（01）用通院特約・新終身医療（01）用通院特約にご加入中のお客さまが、医療用通院特約へのご契約の変換※をされる際にご確認ください。  
※医療保険（M I - O 1）普通保険約款第49条に定める「他の同種類の保険からの加入に関する特則」のことを指します。

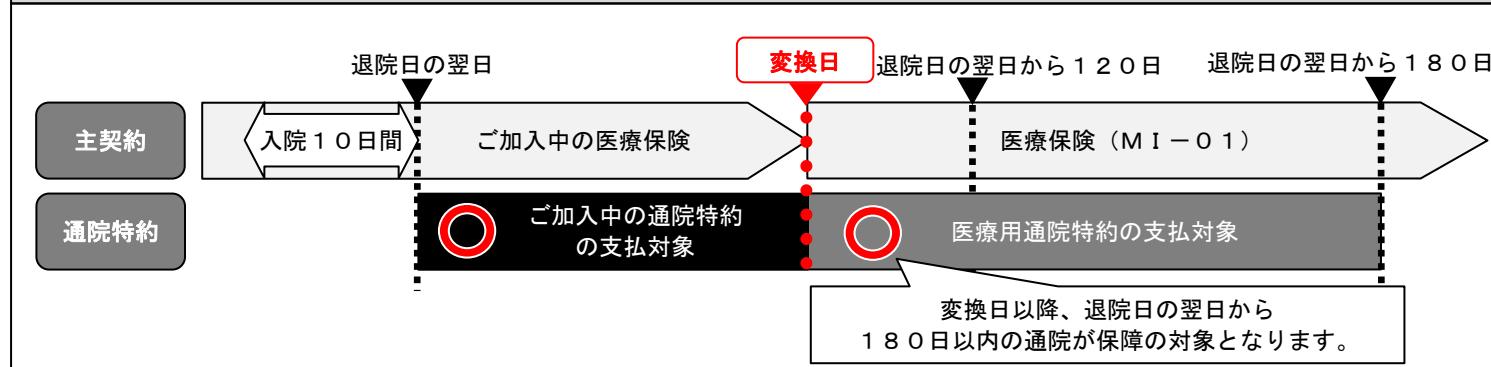
**変換手続きを行う時期によって、ご加入中の通院特約では保障の対象外である通院も、保障の対象となる場合があります。**

### 通院保障の対象

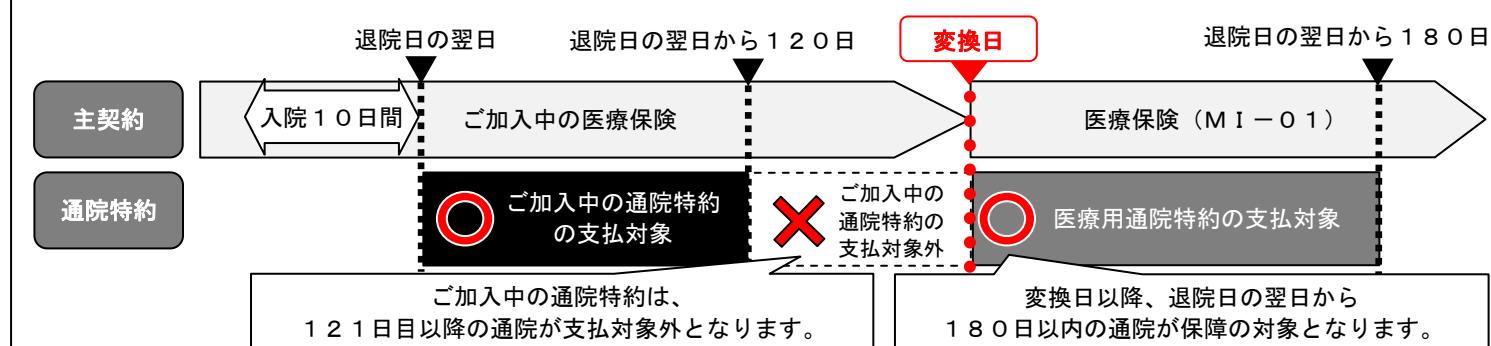
#### ご契約の変換



#### 具体例① 入院期間が10日間で、変換日が最後の退院日の翌日から120日以内の場合

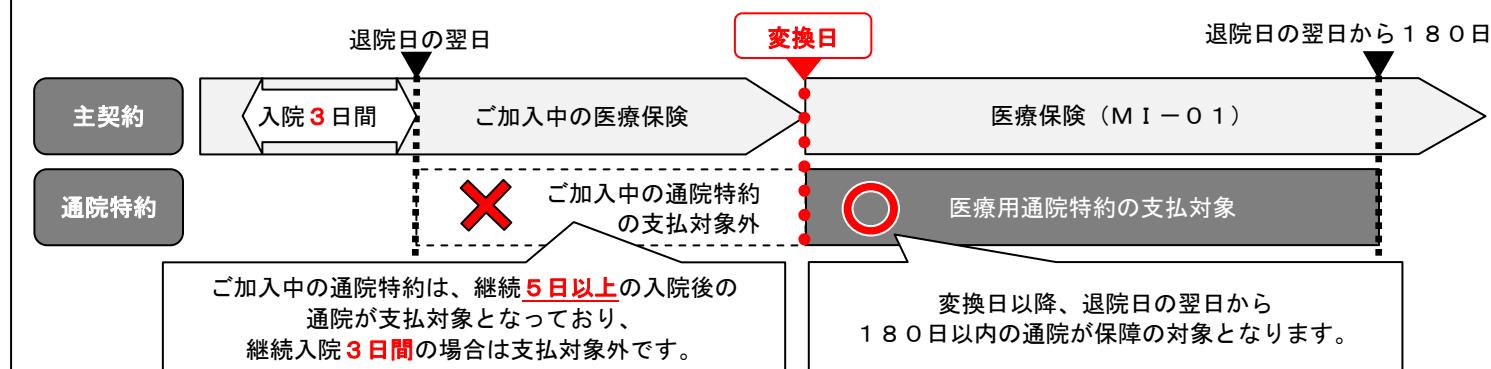


#### 具体例② 入院期間が10日間で、変換日が最後の退院日の翌日から121日以降180日以内の場合



#### 具体例③ <ご加入中の契約が医療保険(01)(2-0)型のお客さま>

#### 入院期間が3日間で、変換日が最後の退院日の翌日から180日以内の場合



●上記具体例①～③の場合、通院給付金のお支払いは、ご加入中の通院特約および医療用通院特約を通算します。

1回の入院に対する通院につき30日を限度としてお支払いします。

●その他の注意事項については、「ご契約のしおり・約款」「ご契約に際しての重要事項（契約概要・注意喚起情報）」をご覧ください。